

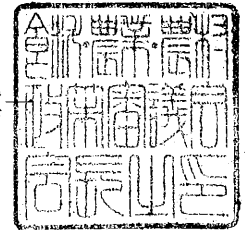


27食農審第65号

平成28年3月17日

農林水産大臣 森山 裕 殿

食料・農業・農村政策審議会会長 生源寺 眞



答 申

平成27年3月25日付け26消安第6066号及び平成28年1月25日付け27消安第5030号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

なお、政府は、乳及び乳製品（携行品及び乳又は乳製品を原料とする一部の製品を除く。）を動物検疫の対象とする場合、その内容を関係者に対して十分に周知するとともに、人員確保等の動物検疫体制を強化し、必要となる措置を確実に実施されたい。

記

- 1 ポーランドにおけるアフリカ豚コレラについて地域主義を適用し、同国の一定地域からの生鮮豚肉の輸入を認めることについては適当である。
- 2 乳及び乳製品（携行品及び乳又は乳製品を原料とする一部の製品を除く。）を動物検疫の対象とすることについては適当である。